

自転車指導啓発重点地区及び路線（加茂警察署）令和4年4月

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 指定場所で一時停止をしない
- 交差点で徐行や安全確認をしない
- 並進しながらの運転
- イヤフォンを使用しながらの運転
- 歩道・横断歩道で歩行者がいても降車しない

【重点路線】

市道神明森山線（通称：古井街道）
清水町～古井駅前

➤ 選定理由

- ・沿線に中学校や高校があり、通学での自転車利用者が多く、
ななめ横断や並進する自転車も多い。
- ・自転車関連事故が多発
（R1～R3合計20件）

自転車関連人身事故発生状況（R3中）

区分	加茂警察署管内	
	重点区間	
自転車関連事故	185	45



【重点地区】 山手地区および古井地区

➤ 選定理由

- ・美濃太田駅を中心とした両地区には、商業施設が多数あるほか、通勤・通学、買い物等での**自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。**
- ・自転車関連事故が多発傾向（R3：42件）
- ・自転車利用者のルール違反等についての要望多数

自転車は「車両」に区分される乗り物です！
以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転車の安全な利用をお願いします。

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 **歩道は、歩行者優先！**
- 2 **交差点では必ず安全確認！**
- 3 **暗くなったらライトと反射材！**
- 4 **二人乗り・並進の禁止！**
- 5 **「ながら運転」の禁止！**



警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

